

(様式 2)

ATHLEAD HYOGO 規約

(名称)

第1条 本クラブは、ATHLEAD HYOGOと称する。

(事務所)

第2条 本クラブの事務所は兵庫県西宮市上葭原町3-25-305とする。

(目的)

第3条 本クラブは、陸上競技を通し、トップアスリートの指導の下、子どもを中心に、青少年、地域住民に対して、陸上競技を中心としたスポーツ活動に関する事業を行い、スポーツの普及および健全育成並びにスポーツ文化の振興・発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本クラブは、前条の目的を達成するため、次の各号に定める事業を実施する。

- (1) 陸上競技技能向上の為の練習会
- (2) 基礎的な体力を高める方法や栄養などに関する講習会の開催
- (3) 陸上競技会への参加
- (4) その他本クラブの目的達成に必要な活動

(会員)

第5条 本クラブに入会を希望する者(以下「入会希望者」という)は、次の各号に定めるすべての条件を満たしていなければならない。なお、入会希望者が未成年者の場合は、入会希望者の保護者においても①の条件を満たさなければならない。

- 1 本クラブの趣旨に賛同し、本規約および本クラブが定めるその他の規則を遵守できる者
- 2 医師から激しい運動を禁じられていない健康状態にある者
- 3 入会希望者が未成年者である場合は、その保護者が本クラブへの入会およびプログラムへの参加に同意している者

(入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、入会申込書、入会に関する誓約書を本会に提出し、承認を得るものとする。

(個人情報)

第7条 個人情報は下記の用途に用いるものとする。

- ・陸上競技連盟への登録
- ・スポーツ保険の登録
- ・保護者、関係機関への連絡
- ・試合の結果等のクラブHPへの掲載

(会費)

第8条 会員は、会員ごとに入会金5,000円、年会費2,000円とし、入会月末までに納入するものとする。

年会費の中には、スポーツ保険料を含む。

また月会費を7,000円とし、前月の末日までに納入するものとする(4月分は3月末支払い)。

本クラブの経費は次に掲げるものとする。

- 1 保険代金 ②事務費 ③備品消耗品費 ④コーチ指導費 ⑤遠征等補助費 ⑥その他
- 本クラブは、会員が一旦納入した入会金、更新料、保険料は、理由の如何を問わず返金しない。

上記費用については物価上昇に対応して適宜変更させていただきます。その際は、会員へ速やかに届け出ることとする。

(退会)

第9条 会員は、退会届を本クラブに提出することにより任意に退会することができる。

(役員)

第10条 1 本クラブに次の役員を置く。

- (1)会長 1名
- (2)副会長 1名
- (3)会計 2名

2 第1項に定める役員は会員の互選により選出する。

3 役員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

(職務)

第11条 1 会長は、本クラブを代表し、その事業を総括する。

2 副会長は会長を補佐し、これに事故あるときまたは欠けたときは、その職務を代行する。

3 会計は、会の会費、第4条各号に定める事業にかかわる財産など会として保有する一切の財産を管理する。

(会計)

第12条 1 クラブの経費は会費の収入をもってこれにあてる。

2 会の事業年度及び会計年度は毎年4月1日に始まり3月31日に終わる。

3 会長は収支計画書を作成し、これを年1回総会で報告し、承認を得る。

(総会)

第13条 1 本会の総会は、会員をもって構成し、年1回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

2 議長は会長が務める。

3 総会は、以下の事項について議決する。

- (1)会則の変更
- (2)事業の変更
- (3)事業報告及び収支決算
- (4)役員の選任または解任
- (5)解散
- (6)その他会の運営に関する重要項目

4 総会は会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

5 第2項に定める議決は出席者の過半数の承認をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(変更)

第14条 この会則は、総会において、出席者の過半数の承認がなければ変更できない。

付則

この会則は、令和7年9月1日から施行される。